

改正

昭和50年10月15日企管規程第18号
昭和51年5月13日企管規程第7号
昭和52年3月10日企管規程第2号
昭和53年4月1日水管規程第15号
昭和53年5月25日水管規程第18号
昭和54年3月29日水管規程第5号
昭和56年10月27日水管規程第3号
昭和60年6月1日水管規程第5号
平成2年3月30日水管規程第4号
平成2年6月1日水管規程第9号
平成2年9月28日水管規程第10号
平成4年5月19日水管規程第6号
平成9年1月22日水管規程第1号
平成9年3月28日水管規程第4号
平成10年3月27日水管規程第1号
平成12年3月30日水管規程第5号
平成13年6月18日水管規程第7号
平成14年3月27日企管規程第7号
平成15年1月31日水管規程第1号
平成15年3月7日水管規程第2号
平成15年5月1日水管規程第7号
平成16年3月29日水管規程第2号
平成18年3月24日水管規程第2号
平成18年9月29日水管規程第9号
平成19年3月30日水管規程第10号
平成20年11月25日水管規程第10号
平成22年4月1日水管規程第2号
平成23年12月1日水管規程第8号
平成24年7月9日水管規程第8号
平成25年3月29日水管規程第6号
平成25年5月1日水管規程第11号
平成26年3月17日水管規程第1号
平成28年9月26日水管規程第9号
平成30年3月31日水管規程第1号
令和元年9月6日水管規程第9号

明石市水道条例施行規程

明石市水道条例施行規程（昭和43年企業管理規程第8号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、明石市水道条例（昭和40年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（布設工事監督者の資格）

第1条の2 条例第4条の2第2項に規定する規程で定める水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第5条第1項各号に規定する資格とする。

（水道技術管理者の資格基準）

第1条の3 条例第4条の3に規定する規程で定める水道技術管理者の資格は、令第7条第1項各号に規定する資格とする。

（私設消火栓設置の申請）

第2条 条例第4条第3項に規定する給水装置を設置しようとする者は、私設消火栓設置申請書（様式第1号）により公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。

（工事の申込み）

第3条 条例第5条に規定する工事をしようとする者は、給水装置工事申込書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

（承認の取消）

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第5条に規定する工事の承認を取り消すものとする。

- （1）日時を指定して改造、補修又は一部の撤去を命じたにもかかわらず、これを施行しないとき。
- （2）当該工事が不適當又は他に障害を及ぼすおそれのあると認められるとき。

2 前項各号の規定により工事の承認が取り消された場合、工事関係者に損害を生じても、管理者はその責任を負わない。

（工事費の算出方法）

第4条の2 条例第7条第3項に規定する工事費の算出については、次の各号のとおりとし、その合計額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税を課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。以下同じ。）を加えた額を工事費とする。

- （1）材料費 管理者が別に定める材料単価表により算出する。
- （2）運搬費 特別に費用を要する場合には、その実額とする。
- （3）労力費 管理者が別に定める労力単価表により算出する。
- （4）路面復旧費 管理者が別に定める路面復旧単価表により算出する。
- （5）工事監督費 材料費、運搬費及び労力費の合計額に管理者が別に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。
- （6）間接経費 前各号の合計額に管理者が別に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。
- （7）前各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その実額とする。

（工事費等の分納）

第5条 条例第9条第1項の規定による工事費又は条例第40条第1項の規定による分担金（以下「工事費等」という。）の分納をしようとする者は、給水装置工事費等分納申請書（様式第3号）に保証人（市内に居住し、独立の生活を営む者をいう。）連記の上、管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 工事費等を分納することができる者とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、給水装置口径が25ミリメートル以下の新設又は補修工事の申込者のみとする。

- （1）非常災害等により被害を受けた者
- （2）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者
- （3）その他管理者が経済的に生活が困窮していると特に認めた者

（給水契約の申込み）

第6条 条例第13条の規定により給水契約の申込みをしようとする者は、給水契約申込書（様式第4号）又は工事中給水契約申込書（様式第4号の2）により、管理者に届け出なければならない。

2 前項の給水契約の申込みは、電話又はインターネットを利用する方法により行うことができる。

（代理人及び管理人の選任）

第7条 条例第14条及び第15条の規定による代理人及び管理人の選任又は変更については、代理人（管理人）選任（変更）届（様式第5号）により管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 前項の届出は、電話による方法で行うことができる。

（給水の中止等の届出）

第8条 条例第18条第1項第1号に該当する場合は、給水中止届出書（様式第6号）又は電話若しくはインターネットを利用する方法により、管理者に届け出なければならない。

2 条例第18条第2項第1号のうち使用者等の氏名又は住所に変更があつたときは、名義変更届出書（様式第6号の2）又は電話による方法により、管理者に届け出なければならない。

（給水装置及び水質の検査）

第9条 条例第21条第2項の規定により給水装置及び水質の検査を請求しようとするときは、給水装置・水質検査請求書（様式第7号）により、管理者に請求しなければならない。

2 給水装置及び水質の検査に立会いを申し出たときは、立ち会うことができる。ただし、検査の実施時に立ち会わないときは、その結果について異議の申立てはできないものとする。

（私設消火栓の使用）

第10条 条例第22条第2項の規定により私設消火栓を消火に使用した場合又は消防演習用に使用する場合は、火災使用届（様式第8号）又は消火栓使用申請書（演習用）（様式第9号）に消防署長の事実を証する書類を添付して管理者に届け出なければならない。

2 私設消火栓は、管理者が封印する。

3 条例第22条第1項のただし書の規定により私設消火栓を消火又は消防演習用以外の目的に使用しようとする場合は、管理者に届け出てその立会いを受けなければならない。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査）

第10条の2 条例第22条の3第2項の規定により、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が行う管理及びその管理の状況に関する検査については、次に定めるところによるものとする。

（1）水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する管理基準に準じて管理すること。

（2）前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者による給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

（用途別の認定基準）

第11条 条例第23条第5項に規定する用途別の認定基準は、次の各号に掲げるところにより管理者が認定する。

（1）一般用 湯屋用、工事用及び特別用以外の用途に供するもの

（2）湯屋用 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた公衆浴場のうち、明石市公衆浴場法施行条例（平成29年明石市条例第51号）第2条第1項第1号に規定する一般公衆浴場の用に供するもの

（工事用等の水道料金）

第12条 条例第23条第7項に規定する水道用水を使用した場合の水道料金（以下「工事用等水道料金」という。）は、次の各号により算定した額に消費税相当額を加えた額とする。

（1）工事用 土木、建築、その他工作物の建設、改造、破壊等の工事現場に一時的に使用するもの

メーターの口径	基本料金（1戸〔箇所〕1箇月につき）	従量料金（使用水量1立方メートルにつき）	備考
25ミリメートル以下	870円	660円	工事用料金は、基本料金と従量料金の合計額とする。
40ミリメートル	4,070円		
50ミリメートル	8,550円		
75ミリメートル	15,870円		
100ミリメートル	24,930円		
150ミリメートル	52,940円		

（2）特別用 管理者が特別用と認定したもの

特別用料金は、使用水量1立方メートルにつき291円とする。

（使用水量の決定）

第13条 条例第24条第2項の使用水量算定上の月の解釈は、次の各号に定める基準による。

（1）毎月検針のもの1箇月、2箇月検針のもの2箇月とは、前回検針の日から次の検針の日までをいう。

（2）2箇月検針のもの1箇月とは、前回検針の日から次の検針の日までを2箇月とし、これを二分したものをいう。

2 条例第24条第3項の毎月又は定例日を変更して検針できる場合は、使用水量の変動が激しいとき、検針区域の変更又は官公署、学校、会社等で特に必要と管理者が認めた場合に限る。

（工事用等水道料金の算定）

第14条 工事用等水道料金は、条例24条の規定により決定し、又は認定した使用水量に基づき、第12条各号の区分に従って管理者が算定する。

2 水道用水を使用しなかったため、メーターが使用水量を示さない場合でも、条例第18条第1項第1号による中止又は廃止の届出がなく、かつ管理者が条例第34条に定める給水の廃止をしていない限り、基本料金は徴収する。

(一時使用の料金の前納)

第15条 条例第27条第1項に規定する概算額は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	鉄筋コンクリート造建築物及びこれに類する建築物	鉄筋コンクリート以外の建築物
25ミリメートル以下	120,000円	30,000円
40ミリメートル		200,000円
50ミリメートル		370,000円
75ミリメートル以上		1,000,000円

使用目的の変更及び増径にかかる前納金は、変更前と変更後の差額とする。

2 第6条の規定により工事用給水契約申込書により給水契約の申込みをしようとする者のうち、当該工事用給水契約申込書において、工事用水道料金等支払者が届出者又は工事用水道使用者のいずれかに該当する場合で、工事用水道料金等を口座振替の方法により支払うことを申し出た者については、条例第27条第1項ただし書の規定により前項に規定する前納金を免除することができる。

(料金等の徴収方法)

第16条 条例第7条第2項に規定する管理者が施行する工事の費用、条例第19条第3項の修繕工事等の費用、条例第23条第1項に規定する水道料金、条例第27条第1項に規定する前納金、条例第30条第1項に規定する手数料、条例第39条第1項に規定する工事負担金、条例第40条第1項に規定する分担金及びその他の費用（以下「料金等」という。）の徴収方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 集金制 職員又は料金等の徴収業務の一部を委託された法人若しくは私人が料金等を納入義務者から徴収するもの
- (2) 納付制 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関並びに料金等の収納事務を委託された法人又は私人に納入義務者が直接料金等を払い込むもの
- (3) 口座振替制 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に預金口座を設けている納入義務者が、当該金融機関に請求して口座振替の方法により納入するもの
- (4) クレジット制 納入義務者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）に代理納付させることを申し出て、指定代理納付者が納入するもの

(証明手数料)

第17条 給水証明その他証明の手数料については、明石市手数料徴収条例（平成12年条例第1号）の例によるものとする。

(立入検査証)

第18条 条例第32条に規定する立入検査をする場合は、明石市職員記章、明石市職員証及び身分証明書規程（昭和35年訓令第12号）に規定する職員証を常時携帯するものとする。

(標識)

第19条 給水を受ける家屋の門戸には、標識を掲げるものとする。

(貯水槽以下の料金の徴収)

第20条 貯水槽以下の装置を設ける者は、その装置を設けることにより、料金計算に異動を生じ又は生ずる場合は、条例及びこの規程による届出に準じて届出を行い、管理者の許可を受けなければならない。

2 貯水槽以下のメーターの検針及びこれともなう料金の算定は、別に定める。

(停水処分の方法)

第21条 条例第31条及び第33条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、仕切弁の閉鎖、メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

(分担金)

第22条 条例第40条第2項ただし書による分担金の還付は、給水装置の新設及び増径工事を申し込み、竣工時まで、当該工事を取り消し又は口径の減径若しくは私設消火栓設置に変更した場合に限る。

2 貯水槽を設ける共同住宅及び住宅団地の分担金については、貯水槽以下のメーターの区分により計算した額の合計額とする。

(料金の減免)

第23条 管理者は、次の表の区分の欄に掲げる事項のいずれかに該当する者は、条例第41条の規定により同表の対象となる料金の範囲の欄の料金について同表の減免の額の欄に定める額を減免することができる。

区分	対象となる料金の範囲	減免の額
1 ひとり暮らしの高齢者で次に掲げる全ての要件を満たしている者 ア 減額を受けようとする年度の4月1日の前日までに65歳に達する者 イ 市内に住所を有し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に記録されている者 ウ 減額を受けようとする年度の4月1日が属する年の前年の所得が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法に規定する老齢福祉年金の支給停止に係る所得制限額未満の者 エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者でない者 オ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けていない者	当該減額が決定された日以後最初に行われる検針に係る料金から当該減額の廃止が決定された日以後最初に行われる検針に係る料金まで	基本料金に消費税相当額を加えた額の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。）
2 その他特に管理者が必要と認める場合	管理者が決定する料金	管理者が決定する額

2 前項の規定によつて減免を受けようとする者は、所定の申請書を管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定によつて減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を管理者に申し出なければならない。

4 前3項に定める減免の手續等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(補則)

第24条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程施行前に、改正前の規程により行われた届出、請求、許可等の行為及び印刷された申請書等の様式は、この規程により行つたものとみなす。

附 則（昭和50年10月15日企管規程第18号）

1 この規程は、昭和50年11月1日から施行する。

2 この規程施行の日以後、最初に計量し徴収する料金の算定の基礎となるべき水量は、各日均等に使用されたものとみなす。

附 則（昭和51年5月13日企管規程第7号）

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月10日企管規程第2号）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日水管規程第15号）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（昭和53年5月25日水管規程第18号）

この規程は、昭和53年6月15日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日水管規程第5号）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月27日水管規程第3号）

- 1 この規程は、昭和57年1月1日から施行する。
- 2 この規程施行の日以後、最初に計量し徴収する料金の算定の基礎となるべき水量は、各日均等に使用されたものとみなす。

附 則（昭和60年6月1日水管規程第5号）

（施行期日）

この規程は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日水管規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成2年7月1日から施行する。ただし、第15条及び様式第2号の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の明石市水道条例施行規程第12条の規定は、平成2年7月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、適用日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が適用日前から適用日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割で算定する。

附 則（平成2年6月1日水管規程第9号）

（施行期日）

この規程は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成2年9月28日水管規程第10号）

（施行期日）

この規程は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成4年5月19日水管規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成4年6月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程による改正後の明石市水道条例施行規程第12条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
 - 3 前項の場合において、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割で算定する。

附 則（平成9年1月22日水管規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程による改正後の明石市水道条例施行規程第12条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
 - 3 前項の場合において、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割り計算する。

附 則（平成9年3月28日水管規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成9年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程による改正後の明石市水道条例施行規程第12条の規定は、この規程の施行の日（以下「施

行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

- 3 前項の場合において、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで計算する。

附 則 (平成10年3月27日水管規程第1号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
(給水装置の工事費の算出に関する規程の廃止)
- 2 給水装置の工事費の算出に関する規程(昭和41年企業管理規程第10号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規程の施行前に、この規程による改正前の明石市水道条例施行規程により行われた許可及び申込みは、この規程による改正後の明石市水道条例施行規程により行われたものとみなす。
- 4 この規程の施行前に、旧規程により行われた工事の申込みについては、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月30日水管規程第5号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月18日水管規程第7号)

この規程は、制定の日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日企管規程第7号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年1月31日水管規程第1号)

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月7日水管規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月1日水管規程第7号)

この規程は、制定の日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日水管規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
(暫定料金)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成17年3月31日までの間の使用に係る工事用及び特別用の水道料金については、この規程による改正後の明石市水道条例施行規程(以下「改正後の規程」という。)第12条第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に規定する水道料金(以下「暫定料金」という。)とする。

(1) 工事用 土木、建築、その他工作物の建設、改造、破壊等の工事現場に一時的に使用するもの

メーターの口径	基本料金(1戸〔箇所〕1箇月につき)	従量料金(使用水量1立方メートルにつき)	備考
25ミリメートル以下	805円	605円	工事用料金は、基本料金と従量料金の合計額とする。
40ミリメートル	3,765円		
50ミリメートル	7,910円		
75ミリメートル	14,685円		
100ミリメートル	23,065円		
150ミリメートル	48,970円		

(2) 特別用 管理者が特別用と認定したもの

特別用料金は、使用水量1立方メートルにつき275円とする。

(経過措置)

- 3 前項の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

- 4 改正後の規程第12条第1号及び第2号の規定は、平成17年4月1日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日から平成17年3月31日までの使用に係る水道料金については、暫定料金とする。
- 5 施行日前の直近におけるメーターの検針の日の翌日から施行日以後最初に行われるメーターの検針の日までの間（以下「施行日を含む使用期間」という。）の使用水量に係る水道料金は、次の各号の額を合算して得た額とする。この場合において、当該各号の額に1円未満の端数が生じるときは、それぞれこれを切り捨てるものとする。
 - (1) 施行日を含む使用期間の使用水量についてこの規程による改正前の明石市水道条例施行規程第12条第1号及び第2号の規定により算定した額に、当該施行日を含む使用期間の日数に対する施行日前の直近に行ったメーターの検針の日の翌日から施行日の前日までの日数の割合を乗じて得た額
 - (2) 施行日を含む使用期間の使用水量について附則第2項第1号及び第2号の規定により算定した額に、当該施行日を含む使用期間の日数に対する施行日から施行日以後最初に行われるメーターの検針の日までの日数の割合を乗じて得た額
- 6 平成17年4月1日前の直近におけるメーターの検針の日の翌日から平成17年4月1日以後最初に行われるメーターの検針の日までの間（以下「平成17年4月1日を含む使用期間」という。）の使用水量に係る水道料金は、次の各号の額を合算して得た額とする。この場合において、当該各号の額に1円未満の端数が生じるときは、それぞれこれを切り捨てるものとする。
 - (1) 平成17年4月1日を含む使用期間の使用水量について附則第2項第1号及び第2号の規定により算定した額に、当該平成17年4月1日を含む使用期間の日数に対する平成17年4月1日前の直近に行ったメーターの検針の日の翌日から平成17年3月31日までの日数の割合を乗じて得た額
 - (2) 平成17年4月1日を含む使用期間の使用水量について改正後の規程第12条第1号及び第2号の規定により算定した額に、当該平成17年4月1日を含む使用期間の日数に対する平成17年4月1日から同日以後最初に行われるメーターの検針の日までの日数の割合を乗じて得た額
- 7 前2項の場合において、施行日を含む使用期間及び平成17年4月1日を含む使用期間の使用水量は各日均等とみなす。
 - 附 則（平成18年3月24日水管規程第2号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成18年9月29日水管規程第9号）
この規程は、平成18年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成19年3月30日水管規程第10号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成20年11月25日水管規程第10号）
この規程は、平成20年12月1日から施行する。
 - 附 則（平成22年4月1日水管規程第2号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年12月1日水管規程第8号）
この規程は、平成24年1月5日から施行する。
 - 附 則（平成24年7月9日水管規程第8号）
この規程は、平成24年7月9日から施行する。
 - 附 則（平成25年3月29日水管規程第6号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年5月1日水管規程第11号）
（施行期日）
 - 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第10条の2及び様式第4号の2の改正は、平成25年5月1日から施行する。
 - 2 この規程による改正後の明石市水道条例施行規程第23条第1項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る減免の額について適用し、施行日前の使用に係る減免の額については、なお従前の例による。
 - 3 使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものに係る減免の額については、その算定基礎となる基本料金を、施行日前の使用日数に応じて日割りにより算定する。

附 則（平成26年3月17日水管規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の明石市水道条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第12条及び第23条第1項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金及び減免の額について適用し、施行日前の使用に係る水道料金及び減免の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の直近におけるメーターの検針の日の翌日から施行日以後最初に行われるメーターの検針の日までの間（以下「施行日を含む使用期間」という。）の使用であって、施行日以後最初に行われるメーターの検針の日が平成26年4月30日までのものに係る水道料金及び減免の額については、改正後の規程第12条及び第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日を含む使用期間の使用であって、施行日以後最初に行われるメーターの検針の日が平成26年5月1日以降のものに係る水道料金及び減免の額を算出するに当たっては、施行日を含む使用期間の使用に係る水道料金を施行日を含む使用期間の月数で除し、これに施行日前の直近におけるメーターの検針の日の翌日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分につき、改正後の規程第12条及び第23条第1項中「100分の108」とあるのは、「100分の105」と読み替えて同項を適用する。
- 5 前項の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成28年9月26日水管規程第9号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月6日水管規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の2及び第1条の3の改正は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

私設消火栓設置申請書

年 月 日

明石市公営企業管理者 様

申請者 住所 市 町 丁目 番(地) 号

氏名 ㊟


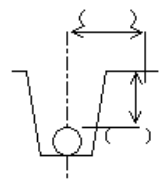
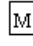
私設消火栓 市 町 丁目 番(地) 号

設置場所

明石市水道条例施行規程第2条の規定により下記事項を了承の上、私設消火栓を設置したいので申請いたします。

記

- 1 私設消火栓は、消火又は消防演習用の場合のほか使用しません。
- 2 消防演習用に私設消火栓を使用する場合は、あらかじめ管理者に届け出て、指示を受けます。
- 3 消火のため私設消火栓を使用したときは、使用后2日以内に消防署長の証明を添付して管理者に届け出ます。

受付年度	年度	給 水 装 置 工 事 申 込 書	決 裁	
受付番号				
明石市公営企業管理者 様 申 住所 込 フリガナ 氏名 者 明石市水道条例第5条により給水装置工事を申し込みます。		年 月 日	(内部処理欄)	
施工場所	コード			
給水方式	1 直圧 2 貯水 3 三直 4 増圧	用途	1 一般用 3 工事用	
工事種別	1 新設 2 増設 3 改造 4 撤去	口径変更	0 無 1 有	
用途変更	0 無 1 有	本管口径	φ m/m	分岐口径
給水	0 旧開栓 1 新開栓	旧公道撤去	0 無 1 有	貯水槽容量
道路種別	0 無 1 国道 2 県道 3 市道 4 その他 5 私管分岐			
指定工事店	コード			
主任技術者	氏名	免状番号	第	号
明石市公営企業管理者 様 明石市 地先の給水管φ 上部分を貴市に寄附採納致します。		公道給水管寄附承諾書	年 月 日	
住所		氏名		備考
明石市公営企業管理者 様 上記申込者が私所有の当該給水管から分岐して給水装置を設置することを承諾致しました。		私有管分岐承諾書	年 月 日	誓 約 書
住所		氏名		地主及び給水管所有者等の利害関係人その他の者から問題が生じても一切の責任は私が負い、貴市及び関係者には迷惑をおかけ致しません。善良な管理者として私が責任をもって水道メータを管理致します。
明石市公営企業管理者 様 上記申込者の給水装置設置のため私所有の該当土地・家屋を使用することを承諾致しました。		土地家屋使用承諾書	年 月 日	
土地家屋所有者住所		氏名		申込者
土地家屋所有者住所		氏名		
付近見取図 東・西P. _____ - _____ - _____ 		配水管位置図  第一止水栓位置図 × メータ位置図 	(内部処理欄)	
設計図は別図		使 用 材 料		
		名 称	数 量	単 位

様式第3号 (第5条関係)

給水装置工事費等分納申請書

年 月 日

明石市公営企業管理者 様

収 入
印 紙

申請者 住所 明石市 町 丁目 番(地) 号
氏名 ㊟
(年 月 日生)
職業

下記により給水装置工事費等の分納をご承認下さるよう、保証人連記の上、申請いたします。なお、ご承認の上は、市の条例その他諸規程を遵守し、もし違反した場合は、いかなる処分を受けても異議はありません。

記

- 1 工事費等概算額 ￥ (加算額を含まず)
2 工事費等精算額 ￥ (")
3 分納を必要とする理由
4 分納期間 _____ 箇月
5 分納金額明細 裏面記載の通り
6 その他の参考事項

ア 工事受付番号	第 _____ 号
イ 工事受付年月日	年 月 日
ウ 工事施行場所	町 丁目 番(地) 号

上記分納に関する一切の件は、私において保証し、万一滞納した場合は、申請者に代って納付いたします。

年 月 日

保証人 住所 市 町 丁目 番(地) 号
氏名 ㊟
(年 月 日生)
職業

明石市公営企業管理者 様

備考 保証人（市内に在住すること）の住民票記載事項証明書と給与証明書（又は納税証明書）を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

給 水 契 約 申 込 書

受付No. _____

受付者 _____

明石市公営企業管理者 様 _____

受付日 _____

届出者 _____

受付方法 _____

□使用場所 (所在地)	〒 _____		
(フリガナ) 使用者氏名	_____	電話	_____ 世帯員
旧使用者氏名	_____		

水道番号	道順番号	使用区分	上用途	下用途	検針月	戸数
□						
請求先 (送付先)	〒 _____ 氏名 _____ 電話 _____					
お知らせ持帰						
水栓備考						
予約時備考						
メータ位置						
現場の状況	使用中・水が出る・蛇口閉栓依頼(確認済・確認不可)					
作業日	年 月 日	作業者名				
メータ	□ mm 番号 □	検満	年 月	認定水量	m ³	
住宅・不在の種別	□在宅 □不在 □ (在宅者)					
使用開始日 (開栓日)	年 月 日 指針	m ³	開 栓 予定日	年 月 日 : ~ :		
最新検針	年 月 日 指針	m ³	開栓方法			
閉栓状況	年 月 日 指針	m ³	閉栓方法			
開栓作業開始時間	時 分	開栓作業開始指針	m ³	L		
開栓作業終了時間	時 分	開栓作業終了指針	m ³	L		
開栓時 特記事項	予約時開栓区分 止水栓コード					
パイロット静止状況	□静止確認済み □回転止まらず(異常時閉栓特記事項へ状況記載)					
止水栓区分	1. 手動 2. 直結甲 3. 共用栓 4. 甲止水 5. その他()					
作業方法	□バルブ □キャップ □開栓済 □その他()					
メータボックス蓋の種別	□閉めた事を確認済み					
異常時閉栓特記事項						
自己開栓メモ	メモ投函状況 □ドアポスト □集合ポスト □その他()					
状況報告記入欄	事務処理欄					

工 事 用 給 水 契 約 申 込 書

明石市公営企業管理者 様

平成 年 月 日

届 出 者	住 所				
	氏 名		TEL		
当該給水装置工事申込書	受付 番号	H	—	水道 番号	—
給 水 使 用 箇 所 住 所					
工事用水道 使 用 者	住 所	〒 —			
	フリガナ				
	会社名 代表者名				
	T E L				
工事用水道 料 金 等 支 払 者	住 所	〒 —			
	フリガナ				
	会社名 代表者名				
	T E L				
使用開始日	※ メータ番号	※ 口 径	※ 検 定 期 限	開 栓 指 示 数	
年 月 日					

※箇所については、現地既存メータを工事用として使用する場合のみ記入すること。

上記の工事用水道料金について、私が責任をもって支払うことを誓約します。

なお、工事用水道料金の支払いは、

を記入

- 納付書にて水道条例施行規程第15条第1項に定める料金の概算額を前納いたします。
- 口座振替にて支払いますので、水道条例施行規程第15条第2項の規定に基づき、料金の概算額の前納の免除を申請します。

納付誓約者 氏名
(水道料金等支払者)

印

◎工事前納金の免除について

工事用水道料金等の支払者が、この申込の届出者又は工事用水道使用者と同一の場合で、工事用水道料金等を口座振替により支払う場合は、明石市水道条例施行規程第15条第2項の規定により工事前納金を免除します。

事務処理欄

様式第5号（第7条関係）

代理人（管理人）選任届
変更

年 月 日

明石市公営企業管理者 様

市 町 丁目 番（地）号
給水装置所有者氏名 ㊟

市 町 丁目 番（地）号
給水装置使用者氏名 ㊟

下記の者を代理人（管理人）として選任（変更）したのでお届けします。

記

代理人（管理人） 〔変更による旧代 理人（管理人）〕 住所・氏名 ^{フリガナ}	市 町 番（地）号 ㊟
変更による新代理 人（管理人） 住所・氏名 ^{フリガナ}	市 町 番（地）号 ㊟

受付月日	月 日	受付番号		水道番号	—
給水装置所在地					
備考					

年 月 日

給 水 中 止 届 出 書

受付No. _____

受付者 _____

明石市公営企業管理者 様 _____

受付日 _____

届出者

受付方法

□使用場所 (所在地) (フリガナ) 使用者氏名	〒 _____ 電話 _____	世帯員 _____
-----------------------------------	-------------------------	-----------

水道番号	水栓番号	排水番号	道順番号	使用区分	上用途	下用途	検針月
□							
請求先 (転居先)	〒 _____ 氏名 _____ 電話 _____						
水栓備考							
予約時備考							
メータ位置							
メータ	□	mm	番号	□	検満	年 月	集金員
徴収区分	□座						

中止日	年 月 日	精算指針	m ³	精算日	年 月 日	: ~ :
前回検針	年 月 日	前回指針	m ³	水道料金	円	精算ヶ月
取替水量/認定水量	mm	精算水量	m ³	下水道使用料	円	
精算方法		汚水量	m ³	合計	円	

メータボックス蓋の確認 閉めた事を確認済み

記事	予約時閉栓区分:				
----	----------	--	--	--	--

調定年月	使用水量	水道料金	下水道使用料	合計金額	備考
	m ³	円	円	円	
未収計	m ³	円	円	円	
精算分	m ³	円	円	円	
総計	m ³	円	円	円	

備考	減量率 %	事務処理欄
----	-------	-------

受付No. _____

名 義 変 更 届 出 書

明石市公営企業管理者 様

受付日 年 月 日

お客様番号	検針番号	使用区分	用途	対応水栓ID

設置場所 住所	
新使用者名	TEL
送 付 先	住所 〒
	氏名 TEL
旧使用者名	TEL
申請者氏名	TEL
変更理由	
変更月	年 月より
口座変更	有 ・ 無
	有りの場合 本店 支店 口座No 名義
減免	無 ・ 生保 ・ 独居
備考	

給水装置検査請求書

年 月 日

明石市公営企業管理者 様

請求者 住所 市 町 丁目 番(地)号
氏名 ㊟

下記のとおり給水装置（水質）の検査の請求をいたします。

記

水道番号	—	せん種	
給水装置所在地			
同上使用者			
給水管の種類		給水管 口径	ミリメートル
メーター口径	ミリ メートル	メーター 型式及び番号	湿 単 複 型 乾 複 第 号
請求の理由			



受付月日	月 日	受付番号		検査実施 月 日	月 日
検査結果				検査員	
				通知の 有 無	済・未 済

火 災 使 用 届

年 月 日

明石市公営企業管理者 様

届出人 住所 市 町 丁目 番(地)号
氏名 ㊟

下記のとおり消火のため、消火栓を使用したので、関係書類を添えてお届けいたします。

記

火災の場所	市 町 丁目 番(地)号
使用日時	年 月 日 時 分より 時 分まで 時 分 間
推定使用水量	立方メートル
私設消火栓 所在地	市 町 丁目 番(地)号



受付月日	月 日	受付番号		水道番号	—
------	-----	------	--	------	---

備考 消防署長の事実を証する書類を添付すること。
様式第9号（第10条関係）

消火栓使用申請書（演習用）

年 月 日

明石市公営企業管理者 様

申請者 住所 市 町 丁目 番（地）号
氏名 ㊟

下記事由により消火演習を実施したいので、関係書類を添えて消火栓の使用許可申請いたします。

記

私設消火栓所在地	市 町 丁目 番（地）号		
使用日時	年 月 日	時 時 時	分より 分まで 分間
予定水量	立方メートル	メーターの有無	
事由			
演習責任者			



受付月日	月 日	受付番号		水道番号	—
封印済		使用料金	円		
立会係員		使用水量	立方メートル		

備考 消防署長の事実を証する書類を添付のこと。